

# 令和4年度 米政策地区説明会資料

米の「生産の目安」と経営所得安定対策等の単価等について

国の承認の関係で後日変更もあります。予めご了承ください。

## 酒田市農業再生協議会

### 事務局

#### 酒田地域

〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号  
酒田市農林水産部農政課米政策推進係内  
TEL 0234-26-5751 FAX 0234-26-6483

#### 松山地域

〒999-6861 酒田市字山田27-4  
酒田市松山総合支所産業係内  
TEL 0234-62-2611

#### JA庄内みどり

〒998-8510 酒田市曙町一丁目1番地  
営農企画課 TEL 0234-26-5631

#### 八幡地域

〒999-8235 酒田市観音寺字寺ノ下41  
酒田市八幡総合支所産業係内  
TEL 0234-64-3115

#### 平田地域

〒999-6711 酒田市飛鳥字契約場30  
酒田市平田総合支所産業係内  
TEL 0234-52-3915

#### JAそでうら

〒998-0101 酒田市坂野辺新田字葉萱112  
営農販売部 TEL 0234-92-4750

# 目次

1	酒田市農業再生協議会における取組方針	1
2	令和4年産米の「生産の目安」	1
3	経営所得安定対策等に係る交付単価	
	（1）水田活用、畑作物の交付金単価	2
	（2）ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）	2
	令和4年度 産地交付金活用作物並びに交付金単価（国への提出案）	
	別表1 市設定枠	4
	別表2 県設定枠、国の設定枠、水田リノベーション事業【国：第3次 補正事業】、都道府県連携型助成（県、国）	4
	交付対象水田の見直しについて	5
	畑地化支援のポイント	5
	令和4年度における水田活用の直接支払交付金の変更点について	6
	産地交付金県設定枠	7
	水田リノベーション事業	9
	経営所得安定対策等に取り組んだ場合の単価例	17
	自然災害等の発生による作物被害があった場合	18
	細目書上での農地移動について	19
	年度の途中で農地の相続があった場合	20

# 1 酒田市農業再生協議会における取組方針

「生産の目安」の達成に向けて、オール酒田で需給調整に取り組みます

## 2 令和4年産米の「生産の目安」

### (1) 山形県農業再生協議会から酒田市農業再生協議会へ

令和3年12月3日、山形県農業再生協議会より本市農業再生協議会への「生産の目安」が提示されました。この提示された「生産の目安」に基づき、本協議会の「生産の目安」は以下の通りとします。

生産の目安	
生産の目安 (t)	面積換算値 (ha)
(37,922)	(6,185)
<b>35,932</b>	<b>5,861</b>

( ) 内は令和3年産の生産の目安

### (2) 酒田市農業再生協議会から生産調整方針作成者へ

水稲作付率	生産調整率	計	算定基準単収
(59.30%)	(40.70%)	100.0%	(613kg/10a)
<b>56.20%</b>	<b>43.80%</b>		<b>613kg/10a</b>

( ) 内は令和3年産に係る水稲作付率及び生産調整率

水田面積に応じて、一律に算定・提示します。ただし、山形県農業再生協議会から提示された「生産の目安」で、有機栽培の取組\*として傾斜配分された数量及び面積については、昨年同様、令和4年産有機栽培米の作付計画に応じて追加配分します。

\*JAS法に基づき、有機農産物(水稲)の生産行程管理者として認定された生産者または生産組織の令和2年産米の取組。

### (3) 算定基準単収

山形県農業再生協議会における、地域農業再生協議会別の単収の算定は、農林水産統計数値の過去7年のうち、最高値及び最低値を除いた5年分の平均数値に作柄表示地帯別の補正係数を乗じた数値であり、本市農業再生協議会においても同じ数値を使用しています。算定基準単収については、613kg/10aを用いて算出します。(令和3年産は613kg/10a)

なお、基準単収は、平成22年度に水田農業推進協議会(現農業再生協議会)を全市で統合する際、協議の末、旧市では生産調整率が上がり、旧3町では基準単収が上がるという痛み分けをすることで旧1市3町ごとに設定されていた基準単収を統一したものです。

#### ○主食用水稲の作付面積の参考例 《例：水田面積600aの場合》

※「生産の目安」の数量等については各方針作成者からの通知をご覧ください。

生産の目安  $600a \times 56.20\% = 337a$

水田：600a	
主食用米：337a	転作作物：263a

### 3 経営所得安定対策等に係る交付単価

○対策のポイント

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ります。また、水田のフル活用に向けて戦略作物の本作化を進め、地域の特色ある魅力的な産品の産地の創造を支援します。

#### 経営所得安定対策交付金等単価一覧表

##### (1)水田活用、畑作物の交付金単価

令和4年2月1日時点

交付金の種類		対象作物	R4交付単価 (円/10a)	R3交付単価 (円/10a)	備考
畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)	数量払	麦 ・ 大豆 ・ そば ・ なたね	小麦(平均単価) 6,710円/60kg 大豆(平均単価) 9,930円/60kg そば(平均単価) 13,170円/45kg なたね(平均単価) 8,000円/60kg	小麦(平均単価) 6,710円/60kg 大豆(平均単価) 9,930円/60kg そば(平均単価) 13,170円/45kg なたね(平均単価) 8,000円/60kg	交付対象者は、営農継続支払も含め認定農業者、認定新規就農者。 転作組合等は、交付対象から除かれます。 ※等級、品質区分等により単価が違います。
	面積払 (営農継続支払)	麦・大豆・なたね  そば	20,000  13,000	20,000  13,000	数量払の内金 ※申請により、作付面積に応じて交付 ※対象作物ごとに定める基準単収の1/2に満たない場合、理由書の提出が必要で、「捨てづくり」と判断された場合は交付金が返還となります。
水田活用の直接支払交付金	戦略作物	麦・大豆	35,000	35,000	※適切な肥培管理が必要です。
		飼料作物	35,000 収穫のみ行う場合は 10,000円	35,000	
		米粉用米・飼料用米	80,000 収量・作柄に応じて 55,000～105,000円	80,000 収量・作柄に応じて 55,000～105,000円	
		WCS用稲	80,000	80,000	
		加工用米	20,000	20,000	
	産地交付金	別表	別表	別表	

##### (2)ナラシ対策(米・畑作物の収入減少影響緩和対策)

区分	R4	ナラシ対策の仕組み
交付対象農業者	認定農業者、認定新規就農者	○米・麦・大豆の価格が下落した際に収入を補填する保険的制度です。 ○補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。 ○対策の発動決定は当年産収入額が告示される翌年5月頃の予定です。
対象農産物	出荷契約又は販売契約を締結した米(備蓄米含む)、麦、大豆	
支援内容	県の「標準的収入額」と県の「当年産収入額」の差額の9割を検査、出荷状況等に応じて補填	

※「収入保険制度」か「ナラシ対策」どちらか一方のみの加入となります。

※令和4年度から、米を生産予定の農業者は、6月末までの加入申請に当たり、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要となります。

# 令和4年度 産地交付金活用作物並びに交付金単価(国への提出案)

**別表1**

注) 国の承認が必要なため、後日変更になる場合があります。

○市設定枠

No.	分類		品目	R4単価(案) (円/10a)	R3単価 上段:実績、下段:(当初)	調整の有無
1	土づくり ※1	条件あり 継続	大豆	4,500	6,600 (6,000)	有
2	団地化 ※2	拡大継続		1ha～ 3,200 3ha～ 7,000	4,000	
3	団地化輪作加算 ※3	新規		12,000	0	
4	品質・生産性向上対策 ※4	条件あり 継続	そば	10,500	14,600 (14,000)	
5	団地化 ※5	拡大継続		1ha～ 3,200 3ha～ 7,000	4,000	
6	産地強化重点品目	継続	ネギ(赤ネギ含)	42,500	50,000	
			トマト(ミニトマト含)			
			アスパラガス ※6			
			パプリカ			
7	産地強化振興品目	継続	メロン	34,000	40,000	
			ストック			
			娃娃菜			
			ふきのとう ※6			
			小菊			
			枝豆			
8	H29年産新規需要米認定実績分	継続	酒造好適米	6,000	7,500	
9	土づくり(多収品種)	継続	飼料用米	3,500	4,900 (4,300)	
10	土づくり(ケイ酸質肥料等)	継続	米粉用米	6,500	8,000	
11	耕畜連携(わら利用)	継続	飼料用米	10,000	12,400	
12	耕畜連携(資源循環)	継続	飼料作物・WCS	10,000	12,400	

- ※1 従来の地力向上対策に加え、「サブソイラ等による心土破碎や明暗渠の排水対策」、「除草対策及び倒伏軽減、通気性向上のための中耕実施」、「5月下旬から6月上旬目途とした適期播種の徹底」から2つ以上の取組が必要となります。  
(今後、3～5年かけて単価を減額・廃止にする方向。新たな大豆作付支援の取組を検討)
- ※2 団地化の面積要件は1ha以上とします。但し中山間地域の面積要件は80a以上とします。(中山間地域は、農林水産省の農業地域類型一覧表による旧上郷、田沢、北俣、大沢、日向村) 連担の要件は、圃場の辺の半分以上が重なっていることとします。また、土づくりと同時に取り組むこととします。
- ※3 No.2の団地化助成の対象となる圃場であって、令和3年度に水稻を作付けした圃場に、令和4年度から大豆を作付け(輪作)する圃場の面積に対し助成します。
- ※4 生産性の向上等に資するため、対象ほ場について、次の5つから4つ以上の取組が条件となります。「明渠排水、暗渠排水、心土破碎等排水対策」、「ドリル播き等(条播含)による適正播種」、「発芽や生育が優良と考えられるJA等種子業者から購入した種子の使用」、「化成肥料を開花始期から8日後までの間に窒素成分で1kg/10aの追肥」、「資材投入 苦土石灰(防散・粒状)、てんろ石灰100kg/10a」  
(今後、3～5年かけて単価を減額・廃止にする方向。新たなそば作付支援の取組を検討)
- ※5 ※2の団地化条件と同じです。(ただし、土づくり要件含まず)
- ※6 ふきのとう、アスパラガスについては、永年性作物のため、初年度のみ出荷要件は設けません。

## 別表2

### ○県設定枠

No.	分類		品目	R4単価(案) (円/10a)	R3単価 上段:実績、下段:(当初)	調整の 有無
13	土づくり【県】※7 (No.18との重複交付なし)	継続	加工用米 新市場開拓用米	5,000 8,000	8,000 (8,000)	有
14	低コスト【県】※8	要件追加	飼料用米	5,000	8,000	

※7 一括管理での取組みは、加工用米等の対象圃場となりうる全ての圃場にケイ酸質肥料等を散布することが要件です。ただし、国の3月補正事業の水田リノベーション事業にエントリーし、不採択となった場合のみ対象となります。

No.13.14の県が設定する分類は、県内全体での取組面積によって単価を減額して調整する場合があります。

※8 飼料用米低コストの取組要件は、令和4年度は2つ以上(令和3年度は1つ以上)となります。

### ○国の設定枠

No.	分類		品目	R4単価(案) (円/10a)	R3単価	調整の 有無
15	作付助成	継続 新規	そば 新市場開拓用米 地力増進作物(緑肥等)	20,000	20,000	無
16	(新)複数年契約	継続 新規	飼料用米・米粉用米 新市場開拓用米	6,000 10,000	12,000	
17	畑地化 ※9 (交付対象水田から除外)	継続	その他 高収益作物	105,000 175,000	105,000 175,000	

※9 県が作成する水田農業高収益化推進計画に位置付けられた産地、農業者が対象となります。永年性作物である果樹は初年度に、野菜等の高収益作物については、導入の6年目までに畑地化(交付対象水田からの除外)すること、過去4年間以上連続して水稲以外の作物が作付けされ、当年も水稲作付以外の作物が予定されており、概ね団地化された畑地が要件となり、助成金を受け取り後、5年間は水稲以外の作物の作付・販売が必要です。

### ○水田リノベーション事業【国:第3次補正事業】

No.	分類	内容	品目	R4単価(案) (円/10a)	R3単価	取組み内容
18	低コスト生産※10	条件あり 継続	新市場開拓用米 加工用米	40,000 30,000	40,000	17種類の取組メニューから3つ以上選択実施
			大豆	40,000		40,000
		新規	子実用とうもろこし	40,000	0	13種類の取組メニューから3つ以上選択実施

※10 令和2年度補正予算 水田リノベーション事業に取り組み助成金を受け、令和3年度も助成金を受けたい場合は、前年度と違う取組を3つ以上行うか、以下のいずれかの条件を満たす必要があります。

①低コスト生産等の取組面積を前年度より拡大すること。

②同じ取組メニューの中で、前年度より高い効果が見込まれる取組(高度な手法やより高い数値目標への取組等)を実施すること。

### ○都道府県連携型助成(県、国)

No.	分類	内容	品目	R4単価(案) (円/10a)	R3単価 (円/10a)	内訳
19	前年からの拡大面積が対象	新規	大豆・飼料用トウモロコシ	10,000	0	国:5,000円 県:5,000円

注1) 後日、県等から新たな支援措置が示されたり、単価が改定された場合、対象となる作物・取組面積に応じて交付します。

注2) 原則としてすべての作物に販売要件が有ります。

## 交付対象水田の見直しについて

- **水張りができない農地**（畦畔や用水路がない農地等）は、**H29年からの現行規定でも交付対象外**。
- 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稲と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、**今後5年間（R4年～R8年）に一度も水張り（水稲の作付）が行われない農地は交付対象水田としない方針**。

### 交付対象水田の考え方のポイント

- **水張りができない農地は交付対象外**
- **H30年から、3年連続で作付がない農地は交付対象外**
- R4年から8年までの5年間、一度も水張りが行われない農地は、**R9年度以降交付対象外水田へ変更する方針**
- 水張りとは水稲の作付のことを指し、**調整水田は水張を行ったと判断されない**



水稲の作付ができない農地については、**畑地化支援**への申請を検討してみてもはいかがでしょうか？

## 畑地化支援のポイント

- **前年度、主食用米または経営所得安定対策等交付金の交付対象作物の作付がある圃場が対象**。
- **水稲以外の転作作物の作付があり、おおむね団地を形成している農地が申請可能**。
- 申請を行った年度の**7月1日時点**で**交付対象外の水田**となるため、畑地化支援を申請した農地は**当年度の戦略作物助成や産地交付金の交付はない**。
- 地目は田のままだが、**当年度以降水田活用の直接支払交付金の交付対象外**になる。
- **交付から5年間、販売を目的とした転換作物（高収益作物）の作付が必要**。現地確認や販売伝票の未提出などにより、**転換作物（高収益作物）の作付がないと判明した場合、交付された畑地化支援を返納しなければならない**。
- **ナラシ対策交付金・ゲタ対策交付金には影響しない**。
- 畑地化支援の対象農地も、**生産の目安の算出に含まれる**。

畑地化支援の申請期限は**5月末**になります。経営所得安定対策等交付金の締切と異なりますのでご注意ください。

# 令和4年度における水田活用の直接支払交付金の変更点について

## 【令和3年度】

## 【令和4年度】

### ①交付対象水田

- ◆水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は交付対象水田から除外
- ◆3年間連続して作物の作付けが行われていない農地は交付対象水田から除外

- ◆現行ルールは継続
- ◆今後5年間（R4～R8）に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田から除外

### ②飼料作物に対する支援（戦略作物助成）

- ◆当年産において播種を行わず収穫のみを行うものも含め、飼料作物を作付けする圃場に35,000円/10aを交付

- ◆生産コストを踏まえ、**当年産において播種を行わず収穫のみ**を行う飼料作物に対する戦略作物助成の単価を見直し

当年産において播種から収穫までを行うもの：35,000円/10a  
当年産において播種を行わず収穫を行うもの：10,000円/10a

### ③単価の見直し（産地交付金・市設定枠）

- ◆3ページのR3単価の通り

- ◆3ページのR4単価（案）の通り
- ◆国からの配分見込み金額に合わせ、**前年比75～85%に調整**

### ④大豆・そばの団地化（産地交付金・市設定枠）

- ◆1ha以上の団地を形成している圃場に対し、一律4,000円/10aを交付

- ◆団地の規模に応じ、**単価を2段階に変更**  
**1ha以上3ha未満の団地：3,200円/10a**  
**3ha以上の団地：7,000円/10a**

### ⑤大豆の団地化輪作加算（産地交付金・市）

- ◆R3なし

- ◆R4から**新設**
- ◆**団地化を形成する圃場のうち、前年度水稻作付の圃場**に対し交付

### ⑥産地強化振興品目（産地交付金・市）

- ◆6種の転作作物（メロン、ストック、娃娃菜、ふきのとう、小菊、枝豆）を作付けする圃場に交付

- ◆**里芋**を追加

### ⑦加工用米土づくり（産地交付金・県）

- ◆水田リノベーション事業が不採択の場合のみ対象
- ◆加工用米の対象となりうる全ての圃場に土づくりの取り組みを行った場合8,000円/10aを交付

- ◆交付要件は変わらず
- ◆交付単価を**5,000円/10aに変更**

### ⑧飼料用米緊急転換取組助成（産地交付金・県）

- ◆11種類の取り組みメニューのうち、1つ以上の取組を選択し実施することで8,000円/10aを交付

- ◆11種類の取り組みメニューのうち、**2つ以上の取組の選択**に要件追加
- ◆交付単価を**5,000円/10aに変更**



## 【令和3年度】

### ⑨飼料用米等の複数年契約への支援（産地交付金・国）

- ◆飼料用米・米粉用米の複数年契約：12,000円/10a

### ⑩作付助成（産地交付金・国）

- ◆新市場開拓用米の作付助成：20,000円/10a  
（水田リノベーション事業の対象面積を除く）

### ⑪都道府県連携型助成

- ◆R3なし

## 【令和4年度】

- ◆飼料用米・米粉用米の複数年契約への支援については、継続分（R2～、R3～）を対象に**6,000円/10aへ変更**

- ◆**新市場開拓用米の複数年契約：10,000円/10aを追加**

- ◆**地力増進作物（緑肥等）の作付助成：20,000円/10aを追加**

- ◆**大豆・飼料用トウモロコシの拡大面積：10,000円/10aを追加**

- ◆交付の内訳は国と県で半分ずつ請け負う

## 産地交付金県設定枠のポイント

- 令和3年産米から続く「生産の目安」の大幅な減少により、県は実質的な支援策である「産地交付金」の県設定枠を活用し、加工用米だけでなく**新市場開拓用米と飼料用米も支援**。
- 県設定枠の「土づくり（加工用米・新市場開拓用米）」は、昨年同様、土づくりの取組みを設定（令和3年：0.8万円/10a）。ただし、**加工用米の単価を0.5万円/10aに変更**。
- 県設定枠の「飼料用米」は、昨年同様、低コストの取組み（注1）を設定（令和3年：0.8万円/10a）。ただし、単価を**0.5万円/10a**に調整、要件を11種類の取組みメニューのうち**2つ以上**の選択に変更。
- 県設定枠の「土づくり」については、国の「**水田リノベーション事業**」に応募し、**不採択となった場合のみ**活用できる仕組み。

注1：低コストの取組みとは、次ページを参照

# 飼料用米低コスト生産助成の取り組みメニュー

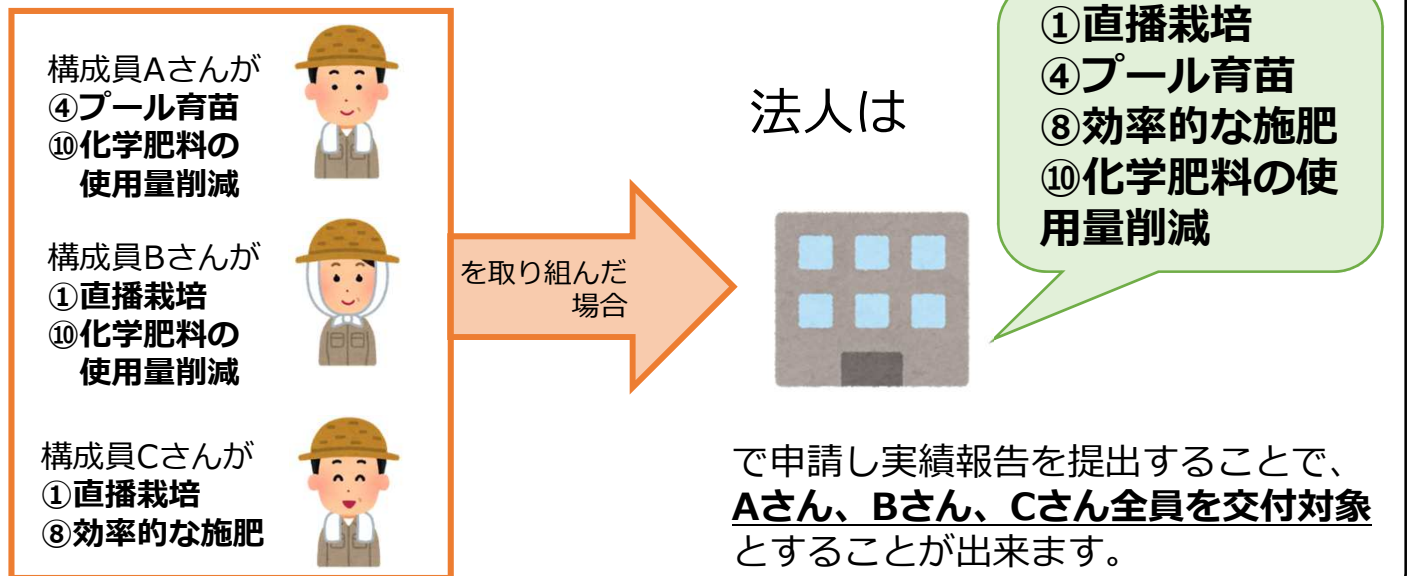
※2つ以上選択

取組メニュー	取組内容	確認書類
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培	作業日誌、営農計画書
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組	作業日誌
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組	作業日誌、作業中の写真
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗	育苗施設の写真（委託の場合は支払伝票）、作業日誌、種子購入伝票
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組	温湯消毒器の写真（委託の場合は支払伝票）、作業日誌、種子購入伝票
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培	作業日誌
⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用	資材購入伝票、作業日誌、土壌診断結果の写し
⑧効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥	資材購入伝票、作業日誌、作業中の写真
⑨効率的な農薬処理	播種同時処理、田植え同時処理、投げ込み式又は流し込み式の薬剤の散布	資材購入伝票、作業日誌 （播種同時処理、田植え同時処理の場合は機械の写真）
⑩化学肥料の使用量削減	堆肥利用等で化学肥料の使用量の30%以上削減	資材購入伝票、作業日誌
⑪農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用	作業日誌、機械利用簿、機械利用組合の規約、共同利用精算書

## 飼料用米低コスト生産助成を申請する場合の注意点

法人申請の場合は、**構成員が選択したメニュー全てを選択**することで**取組した面積全てが交付対象**となります。水田リノベーション事業の考え方と異なりますのでご注意ください。

### 例えば・・・



## 水田リノベーション事業とは①

- 国の令和3年度補正予算で実施される「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」のこと。
- 低コスト生産等に取り組む場合に、面積に応じて支援。

対象作物（令和4年産 基幹作）	単価
新市場開拓用米、麦・大豆、 高収益作物（野菜等）、子実用とうもろこし	4万円/10a
加工用米	3万円/10a

- 全国の市町村から申請された取り組み内容をポイント制で評価。ポイントが高い市町村から順に採択され、水田リノベーション事業の交付対象となる。
- 昨年度から継続して申請する場合は、取組面積の増加や取組メニューの変更、高度な手法の取組などの申請要件が追加される。

## 水田リノベーション事業とは②

- ポイント1 **農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要。**
- ポイント2 **本支援の対象となった面積は令和4年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米：2万円/10a、麦・大豆：3.5万円/10a）、産地交付金（国の設定枠）の新市場開拓用米の作付助成（2万円/10a）の対象面積から除く。**
- ポイント3 **新市場開拓用米・加工用米は17種類の取組のうち3つ以上、大豆は14種類の取組のうち3つ以上選択が必要。**
- ポイント4 **令和2年度の水田リノベーション事業の交付対象となっていた場合、取組面積を増やすか前回と異なる取組を3つ以上選択か、前回と同じ取組を選択する場合はさらに高度な取り組みを実施しなければならない。**

### 事業のイメージ

#### 【水田リノベーション産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物、麦・大豆、子実用とうもろこしについて、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

#### 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

新市場開拓用米、加工用米

高収益作物、子実用とうもろこし

麦・大豆



[例] 直播栽培



排水対策



土壌診断に基づく施肥

### 事業の流れ



## 水田リノベーション事業の変更点

- 加工用米の単価が4万円から3万円に減額。
- 令和2年度から継続して申請する農業者は、**昨年度の取り組みと異なる取り組みを3つ以上を選択するか、昨年度と同じ取り組みを1つ以上選択する場合は以下のいずれかを満たす必要がある。**
  - ① 取組面積を昨年度より拡大する。
  - ② 同じ取組メニューの中で、昨年度より高い効果が見込まれる取組（高度な手法や高い数値目標への取組等）を実施する。

### 昨年度より高い効果が見込まれる取組とは？

複数の対策が含まれる取組メニューにおいて  
昨年度実施していない取組を追加的に実施する場合や、  
数値目標が設定されている取組メニューにおいて  
昨年度より高い目標に取り組む場合等を想定しています。



高度な手法の例を、次ページの取組一覧に記載しています。  
なお、高度な手法の例が記載されていない取組については、継続して選択する場合面積拡大しか認められません。



# 水田リノベーション事業の取り組みメニュー

▽ 新市場開拓用米、加工用米（共通）

※品目毎に**3つ以上**選択してください。

取組メニュー	取組内容・取組基準	確認書類	「高度化」の例
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培 〔・育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行うこと〕	作業日誌、営農計画書等	-
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 〔・疎植に対応した田植機を使用し、苗の移植密度を地域の慣行レベルの80%以下又は50株/坪（15.2株/m <sup>2</sup> ）以下とすること※ ※都道府県等の栽培指針に疎植の基準が示されている場合はこれによることができることとする〕	作業日誌※ ※苗の移植密度を記載してください	株数を減らす（50株→45株）※ ※安定生産、品質維持のために、特に重粘圃場ではおすすしめしません
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 〔・慣行栽培（乾籾100～150g（催芽籾125～187g）より育苗密度が高くなるよう、乾籾250～300g（催芽籾312～375g）を播種・育苗し、高密度播種育苗に対応した田植機を用いて移植すること〕	作業日誌※、作業中の写真 ※苗の育苗密度を記載してください	播種量を増やし移植枚数を抑制する（播種量250g→270g）
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で育苗	作業日誌 作業委託した場合：支払伝票 個人実施の場合：作業中の写真、種子購入伝票	-
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組	作業日誌 作業委託した場合：支払伝票 個人実施の場合：作業中の写真、種子購入伝票	-
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培 〔・無代掻き移植栽培※ <sup>1</sup> 、乳苗移植栽培※ <sup>2</sup> のいずれかに取り組むこと ※ <sup>1</sup> ：耕耘碎土後に入水し、しばらく放置した後、代掻きを行わずに苗を移植する ※ <sup>2</sup> ：葉齢が2葉未満の苗（乳苗。育苗日数は7～10日程度）を移植する〕	作業日誌、作業中の写真	-
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組 〔・農業経営体の水稲生産全体の中で、上記の取組を行うこと。必ずしも新市場開拓用米又は加工用米だけで複数品種を作付けし、作期を分散する必要はない〕	作業日誌、営農計画書	-
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用 〔・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用すること〕	資材購入伝票、作業日誌、診断結果の写し	葉色診断での穂肥散布→pH改善のための土壌改良剤散布
⑨効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥 〔・流し込み施肥※ <sup>1</sup> 、育苗箱全量施肥※ <sup>2</sup> 、側条施肥※ <sup>3</sup> のいずれかに取り組むこと ※ <sup>1</sup> ：水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む ※ <sup>2</sup> ：育苗箱内に層状に施肥する機械又は肥料と床土を均等に混合する機械を使用し、育苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する ※ <sup>3</sup> ：側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する〕	作業日誌 流し込み施肥：資材購入伝票 育苗箱全量施肥・側条施肥：作業中の写真、資材購入伝票	基肥の苗箱処理（水田施肥→苗箱施肥）

取組メニュー	取組内容・取組基準	確認書類	「高度化」の例
⑩効率的な農薬処理	播種同時処理、田植え同時処理 〔・播種同時処理※1、田植え同時処理※2のいずれかに取り組むこと ※1：専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する ※2：専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する〕	資材購入伝票、作業日誌、機械の写真、作業中の写真	苗箱処理（水田処理→苗箱処理）
⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 〔・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること〕	資材購入伝票、作業日誌	前年度よりも削減率を上げる
⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 〔・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること〕	資材購入伝票、作業日誌	前年度よりも削減率を上げる
⑬多収品種の導入	多収品種の作付 〔・「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に規定されている多収品種を作付けすること〕	種子購入伝票、作業日誌	—
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用 〔・農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は農業機械のシェアリングサービスを活用すること〕	作業日誌、機械利用簿、共同利用精算書、機械利用組合等の規約	共同利用する農業機械の種類を増やす
⑮スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用 〔・ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること〕	作業日誌、作業中の写真、資材購入伝票	活用するスマート農業機器等の種類を増やす

※さらに県特認メニューとして「ケイ酸質肥料の散布」と「省力的な農薬散布」(下部参照)

## 県特認メニュー

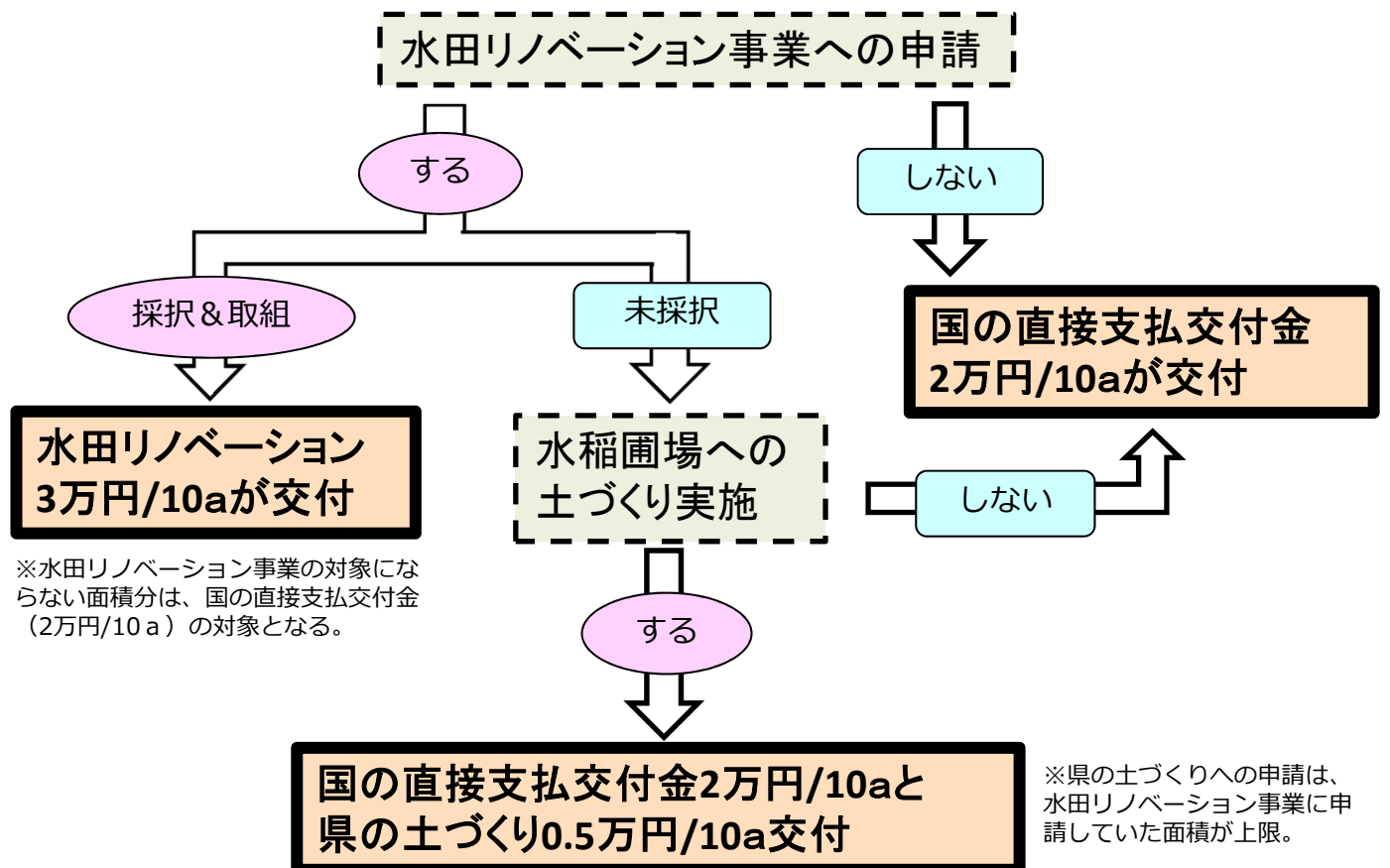
取組メニュー	取組内容・取組基準	確認書類	「高度化」の例
⑯ケイ酸質肥料の散布	ケイ酸質肥料またはケイ酸質を含む肥料を適正量散布または流し込みで施用する取組 〔・集荷団体や県農業技術普及課などが定める栽培指針等で示された散布量又は、肥料メーカーが推奨する散布量（肥料袋に記載された量）を基準に散布すること〕	資材購入伝票、作業日誌	春又は秋施用＋中間追肥の2回実施する
⑰省力的な農薬散布	水田除草剤や殺虫剤の散布において、従来の背負動力散布機を使用せずフロアブル剤、パック剤、豆粒剤等を使って畦畔から投げ込む又は流し込む取組 〔・投げ込み式又は流し込み式の薬剤（フロアブル剤、パック剤、豆粒剤等）を使用して水田除草剤や殺虫剤の散布を行うこと ・農薬の使用基準を遵守し、適正に使用すること〕	資材購入伝票、作業日誌	—

取組メニュー	取組内容・取組基準	確認書類	「高度化」の例
①大豆300A技術	研究機関が開発した大豆300A技術及びそれに類する播種技術の実施 〔・300A技術やそれに類する畝立て播種や狭畦密植栽培といった生産性の向上につながる播種技術に取り組むこと〕	作業日誌、資材購入伝票、作業中の写真	—
②難防除雑草対策	薬剤による帰化アサガオ類やアレチウリ類の防除 〔・難防除雑草である、帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホウズキ、オオブタクサ、ニシキアオイを防除すること〕	作業日誌、資材購入伝票	—
③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用 〔・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材の施用、又は緑肥作物を作付すること〕	作業日誌、資材購入伝票	—
④新品種の導入	単収の高安定化等に資する新品種の作付 〔・平成20年度以降に育成された単収の高位安定化に資する品種を新たに作付けすること〕	作業日誌、種子購入伝票	—
⑤効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施 〔・一斉追肥と比較し施肥量を削減すること〕	作業日誌、作業中の写真、資材購入伝票	—
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業	作業日誌、作業中の写真、資材購入伝票	—
⑦摘心栽培	—	作業日誌、作業中の写真	—
⑧畝間冠水	—	作業日誌、作業中の写真	—
⑨団地化の推進	団地化の実施 〔・地域における団地化の取り組みのための話し合いに参加し、産地において麦・大豆産地生産性向上計画が作成されること〕	生産性向上計画、団地計画書	団地規模の拡大
⑩化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 〔・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること〕	作業日誌、資材購入伝票	前年度よりも削減率を上げる
⑪化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 〔・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること〕	作業日誌、資材購入伝票	前年度よりも削減率を上げる
⑫排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠 〔・上記の排水対策のうち、土壌条件に合った対策に取り組むこと〕	作業日誌、作業中の写真	明渠+弾丸暗渠など、2つ以上実施する
⑬農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用 〔・農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は農業機械のシェアリングサービスを活用すること〕	作業日誌、機械利用簿、共同利用精算書、機械利用組合等の規約	共同利用する農業機械の種類を増やす
⑭スマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の活用 〔・ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること〕	作業日誌、作業中の写真、資材購入伝票	活用するスマート農業機器等の種類を増やす

# メリット・デメリット（例：加工用米）

もらう交付金	メリット	デメリット
<b>☆案1（従来通り）</b>		
・国の直接支払交付金（加工用米：2万円）	・実需者契約等新たな条件はない。 ・2万円もらえる。	・3万円に比べ1万円少ない。
<b>☆案2-1（水田リノベに応募し採択）</b>		
・国の水田リノベーション事業（3万円）	・3万円もらえる。	・実需者契約が必要。 ・0.5万円と2万円はもらえない。
<b>☆案2-2（水田リノベに応募し不採択）</b>		
・県の「土づくり」（0.5万円） ・国の直接支払交付金（加工用米：2万円）	・最大2.5万円もらえる。	・実需者契約が必要。 ・県の「土づくり」は応募多数の場合、減額される。 ・水稻を作付けする圃場全てに肥料を散布する必要がある。 ・案2-1の3万円に比べ0.5万円少ない。

# 申請フローチャート（例：加工用米）





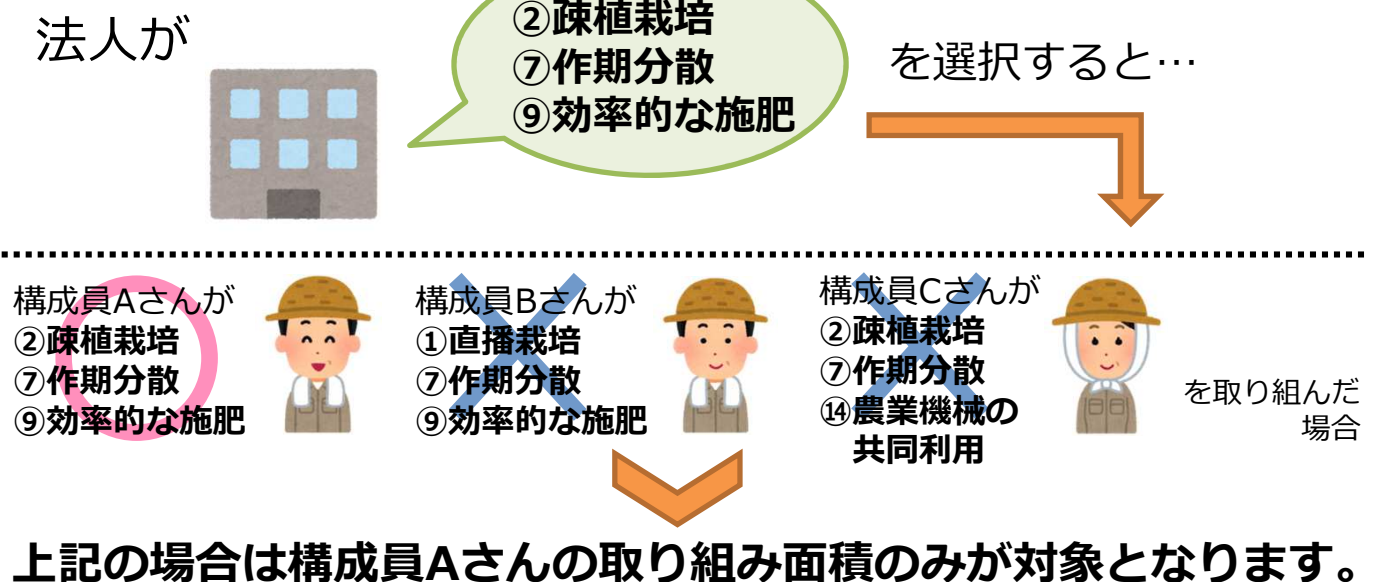
## つまりどういうこと???

- 国の「水田リノベーション事業」、県の「土づくり」（加工用米：0.5万円/10a、新市場開拓用米：0.8万円/10a）のどちらも、土づくりの取組みが要件化されている。
- 国の「水田リノベーション事業」が不採択の場合のみ、県の「土づくり」が受けられる。
- 国の「水田リノベーション事業」をもらおうと、国の直接支払交付金（加工用米・新市場開拓用米：2万円/10a、大豆：3.5万円/10a）と県の「土づくり」はもらえない。
- 国の「水田リノベーション事業」は農業者等が実需者と販売契約（または計画）が必要。
- 昨年度から継続して申請する農業者は昨年度申請から面積を増やすか取組みメニューを全て変えなければならない。

## 法人で申請する場合の注意点

法人申請の場合は、法人として選択したメニューと同じメニューを取り組んだ構成員の面積分のみが水田リノベーション事業の交付対象となります。法人申請の際はこの点にご注意ください。

### 例えば加工用米の場合



## 水田リノベーション事業に関するYouTubeの配信

農林水産省水田対策室から、水田リノベーション事業に関して下記URLでYouTubeの配信が行われています。

【生産者向け】新市場開拓に向けた「水田リノベーション事業」のご紹介（令和3年度補正予算）

<https://www.youtube.com/watch?v=r4eCIXeeigY>



検索エンジンからYouTube動画を検索する場合は、『水田リノベーション事業 YouTube』で検索

参考にしてみてはいかがでしょうか？



水田リノベーション事業への申請を希望する農業者へ



申請書の提出期限が短いためご注意ください！

集出荷業者（JA等）には、

2月18日（金）までに

忘れず提出してください

# ○経営所得安定対策等に取り組んだ場合の単価例

全て単価は10 a 当たりの交付額となります。

品目	国		産地交付金（要件あり）													10 a 当たり交付金単価計				
	戦略作物助成	水田リノベ	国			県			市							最低額	最高額			
			作付助成	複数年契約	国県連携	土づくり	低コスト	国県連携	土づくり	団地化	団地化輪作加算	品質・生産性向上対策	産地強化重点品目	産地強化振興品目	酒造好適米			耕畜連携		
飼料用米	55,000～105,000(※1)			6,000(※2)				5,000				3,500(※5)						10,000	55,000	129,500
米粉用米	55,000～105,000(※1)			6,000(※2)								6,500(※6)							55,000	117,500
加工用米	水田リノベ取組		30,000																30,000	
	水田リノベ取組無	20,000						5,000(※4)											20,000	25,000
大豆	水田リノベ取組	団地化なし	40,000			5,000				5,000	4,500								40,000	54,500
		団地化1ha以上	40,000			5,000				5,000	4,500	3,200(※7)	12,000(※8)						40,000	69,700
		団地化3ha以上	40,000			5,000				5,000	4,500	7,000(※7)	12,000(※8)						40,000	73,500
	水田リノベ取組無	団地化なし	35,000			5,000				5,000	4,500								35,000	49,500
		団地化1ha以上	35,000			5,000				5,000	4,500	3,200(※7)	12,000(※8)						35,000	64,700
		団地化3ha以上	35,000			5,000				5,000	4,500	7,000(※7)	12,000(※8)						35,000	68,500
輸出入	水田リノベ取組		40,000		10,000(※3)													40,000	50,000	
	水田リノベ取組無			20,000	10,000(※3)			8,000(※4)										20,000	38,000	
飼料作物	水田リノベ取組(子実用とうもろこし)		40,000																40,000	
	水田リノベ取組無	播種なし	10,000															10,000	10,000	20,000
		播種あり	35,000															10,000	35,000	45,000
WCS		80,000															10,000	80,000	90,000	
そば	団地化なし			20,000										10,500				20,000	30,500	
	団地化1ha以上			20,000							3,200		10,500					20,000	33,700	
	団地化3ha以上			20,000							7,000		10,500					20,000	37,500	
社・トト・アパ・バア														42,500					42,500	
知・ストク・わわ菜・ふきのとう・小菊・枝豆・里芋																34,000			34,000	
酒造好適米(H29年産新規需要米認定実績分)																	6,000		6,000	

- ※1 出荷・販売した数量に応じて単価が変更します。標準単収値と同等の出荷量の場合、8万円/10 a になります。
- ※2 R2～4年産の契約とR3～5年産の契約が交付の対象となります。R4年産からの複数年契約は対象になりません。
- ※3 R4年産から新たに締結された3年以上の複数年契約であって、契約期間中の契約数量が維持または増加するものが対象です。
- ※4 一括管理の場合、主食用米の作付圃場の全面積(加工用米・輸出入米の対象圃場となりうる全ての圃場)にケイ酸質肥料等を散布する必要があります。
- ※5 多収品種による飼料用米の作付を行ったうえで、大豆との輪作もしくは資材の施用に取り組むことが要件です。
- ※6 R3年産の水稲収穫後からR4年産の水稲生育期間中にケイ酸質肥料等を散布することが要件です。
- ※7 土づくり助成の対象圃場のみ対象になります。
- ※8 団地化助成の対象圃場のみ対象となります。

自然災害等の発生による作物被害があった場合

## 経営所得安定対策等にご加入されている皆様へ 【重要なお知らせ】

### 経営所得安定対策等における 自然災害等発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金については、自然災害等により減収及び収穫皆無となった場合でも一定の条件を満たせば交付対象となります。この場合、被害状況等の確認が必要になりますので、必ず関係機関(地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等)にご相談ください。

耕起、播種、防除等の作業内容を記載した

**圃場ごとの作業日誌**を作成しておく



**自然災害発生**  
(減収及び収穫皆無)

**関係機関に相談**

**関係機関による被害状況の確認**

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。

**※自己の判断ですき込み等を行った場合、被害状況等の確認ができず交付対象とならない場合があります。**

詳しくは、最寄の東北農政局各県拠点経営所得安定対策担当までお問い合わせください。

青森県拠点 017 (777) 3512

岩手県拠点 019 (624) 1129

宮城県拠点 022 (221) 1105

秋田県拠点 018 (862) 5720

山形県拠点 023 (622) 7247

福島県拠点 024 (534) 4157



## 細目書上での農地移動について

# 営農計画書（細目書）の農地移動は 農業委員会での手続きが必要です！

### 酒田市農業再生協議会事務局

問合せ 農政課（酒田市役所 2 階）

TEL 0234-26-5751（直通）

農地の移動内容（貸し借り）を「営農計画書（細目書）」に反映させるには、耕作する権利や交付金の受領等にも関わることから、**農業委員会を通した契約手続きが必要**です。

また、現時点で営農計画書（細目書）に印刷されている内容を変更する場合には、農業委員会での手続きのほかに『水田面積移動届（農業委員会の許可予定のもの）』の提出も必要です。

## 細目書の農地を移動したい場合は？



- ① 農業委員会を通した農地の利用権設定（貸し借りの手続き）を行う。  
併せて『水田面積移動届（農業委員会の許可予定のもの）』を営農計画書と一緒に各JAの営農課まで提出してください。
- ② ブロックローテーションを行う場合（特別な事情がある場合を含む）  
双方の意志が確認できる書類として『水田面積移動届（相対・交換用）』を提出し、細目書を移動する（1年限り）  
相対・交換の移動は、基本的にブロックローテーション以外は認められておりません。
- ◎ 農地所有者の相続放棄等、特別な事情がある場合はご相談ください。

※ 手続きにご理解とご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

◎ 農業委員会を通した農地契約についての詳しい手続き等は・・・

酒田市農業委員会事務局（酒田市役所 2 階）TEL 26-5767（直通）へお尋ねください。

年度の途中で農地の相続があった場合

## 経営所得安定対策等にご加入されている皆様へ

# 農地を相続したら名義変更を忘れずに！

離農のため農地の名義を家族に移す、営農していた家族が亡くなり自分が農地を引き継いだ・・・など、経営所得安定対策等交付金の申請の後で農地の相続があった場合、経営所得安定対策等交付金の申請者の名義変更が必要になります。

手続きをしないと、申請していた交付金の交付が遅れる場合や、交付が出来なくなる場合もありますので、忘れずに手続きを行ってください。

## 手続きの流れ

相続等が発生した場合、速やかに関係機関（酒田市農業再生協議会やJAなど）へご相談ください。その後、手続きに必要な書類（下記参照）を用意し、関係機関へ提出してください。

書類等が関係機関を通じ東北農政局へ提出されることで名義変更が完了となります。

## 手続きに必要な書類

下記の必要書類は状況に応じてご自身でご用意ください。

必要書類を準備したうえで、関係機関の窓口で申請書の記載が必要になります。

### ○経営移譲の場合

- ・通帳表紙裏ページの写し
- ・農地基本台帳の写し（※1）
- ・認定農業者の認定証の写し（※3）

### ○農業者死亡による相続の場合

- ・通帳表紙裏ページの写し
- ・農地基本台帳の写し（※1）
- ・戸籍謄本の写しなど（※2）
- ・認定農業者の認定証の写し（※3）

※1 農地基本台帳の写しに次のいずれかの書類を添付。なお、①と②は農業委員会での手続きが必要です。

- ①農地法第3条第1項の規定による許可に係る指令書写し及び該当権利に係る契約書写し
- ②農地利用集積計画の写し
- ③その他経営移譲を確認できる書類（農地の相続が分かるもの）

※2 亡くなった農業者と相続した農業者との関係が分かるもの。農地基本台帳に記載があれば代用可能。

※3 当初申請の農業者がゲタ交付金・ナラシ交付金の申請をしている場合のみ提出が必要。